

豊富町社会教育中期計画策定要領

1 目的

第4次豊富町社会教育中期計画（平成21年度～平成25年度）5ヶ年計画の最終年となることから、豊富町における今後の中長期的な視野にたった明確な社会教育計画が必要であり、第5次豊富町社会教育中期計画の策定を行うものとする。

2 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5ヶ年とする。

3 計画策定の方針

- (1) 未来の豊富をつくる人づくり・地域文化を創造するための行動計画（目標）を策定する。
- (2) 「第4次豊富町まちづくり計画」を生かし、生涯学習の観点に立った内容とする。

4 計画策定委員会の設置

- (1) 豊富町社会教育委員により、第5次豊富町社会教育中期計画策定委員会を設置する。

- (2) 策定委員会の構成

豊富町社会教育委員 10名

- (3) 策定委員長

- ① 策定委員会の委員長は、社会教育委員長が就任する。
- ② 策定委員会の副委員長は、社会教育副委員長が就任する。
- ③ 策定委員長は策定委員会を取りまとめるとともに、事務局との連絡調整にあたる。
- ④ 策定委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代理するものとする。

- (4) 事務局は、教育委員会社会教育係及び社会体育係があたる。

- (5) 事務局の構成

- ① 事務局長 教育次長
- ② 事務局次長 教育次長補佐兼社会教育係長
- ③ 事務局 社会教育係、社会体育係、生涯学習推進アドバイザー

- (6) 事務局の役割

- ① 計画策定に関わる資料の提示及び事務処理を行う。
- ② その他、必要と認められる業務の推進にあたる。

5 策定の手順

- (1) 会議の回数

- ① 全体会（1）→ 全体会（1）→ 全体会（1）→ 社会教育委員の会議 → 答申

- (2) 策定内容

- ① 現状と課題を整理する。
- ② 社会教育の目指す姿を整理する。
- ③ 推進の重点を設定し、具体的な推進事項を整理する。

(3) 専門部会の設置

① 各領域・分野に専門部会を設置し、協議を深める。

② 構成

ア 社会教育部会

イ 芸術・文化部会

ウ 社会体育部会

③ 各専門部会より部会長を選任する。

ア 部会長は、専門部会を取りまとめるとともに、事務局との連絡調整にあたる。

イ 部会長会議を開催し、各専門部会との整合性を図る。

6 報酬及び費用弁償

策定委員会の出席については、社会教育委員会議出席として扱う。